

豊中市雨水貯留タンク設置助成について

注意 雨水貯留タンクは、交付決定通知書を受け取った後に、購入・設置してください。
事前に購入されると助成が受けることができなくなります。

◇ 雨水利用って何？

屋根などに降った雨水をいったんタンクに貯めて、花壇や菜園への水やりや玄関先・道路の打ち水など、雨水を有効に利用することです。

◇ 利用用途

- ・植物への水やり
- ・打ち水
- ・リサイクル瓶等の洗浄
- ・ビオトープ池の水
- ・環境学習の教材 など

◇ 助成の対象となる雨水貯留タンク

雨水利用および流出抑制を目的として設置する、80リットル以上貯留できるタンクで、製品として購入できるもの。自分で作ったものなどは対象外です。

◇ 助成対象者

雨水貯留タンク設置助成金（以下「助成金」といいます。）の交付を受けることができるのは、雨水貯留タンクを設置する場所の所有者、又は当該場所の所有者の同意を得た占有者で（国もしくは地方公共団体またはこれらに準ずる団体は対象外です。）、次の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 雨水貯留タンクの設置場所が本市域内であること。
- ② 雨水貯留タンクに雨水を貯留することにより、雨水の流出を抑制し貯留した雨水を散水等に利用できること。
- ③ 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理し、助成を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、7年以上雨水貯留タンクを存続させること。
- ④ 雨水貯留タンクを設置する建築物に、過去に雨水貯留タンク設置助成金の交付を受けた雨水貯留タンクが設置されていないこと。

ただし、

※ 過去に雨水貯留タンク設置助成金の交付を受けた建築物で、助成対象となる雨水貯留タンクの基数、又は同助成金の額の上限に達していない場合も対象となります。

◇ 助成対象となる雨水貯留タンクの数

当該建築物の屋根面積を80で割って得られる数（小数点以下の端数は切り捨て。その数値が1未満の場合は1とする。）に、1を加えた数値とします。

- <例>
- ・屋根面積が70㎡の場合 $70 \div 80 = 0.875 \rightarrow 1 + 1 = 2$ 基
 - ・屋根面積が160㎡の場合 $160 \div 80 = 2 \rightarrow 2 + 1 = 3$ 基
 - ・屋根面積が300㎡の場合 $300 \div 80 = 3.75 \rightarrow 3 + 1 = 4$ 基

◇ 助成金の額

雨水貯留タンク1基当たり助成金の額は、本体購入価格（消費税および地方消費税並びに設置工事費等は、含まない。）の2分の1に相当する額で、1,000円未満の端数は切り捨てます。なお、本体価格が40,000円を超える場合は、40,000円とします。したがって助成金の上限額は、**20,000円**となります。

複数の設置の場合は、助成金の上限額を戸建住宅で**30,000円**、共同住宅などは、1建築物につき**90,000円**とします。当該年度予算の範囲内の助成です。

〈例〉・本体価格54,000円（消費税5,400円）のタンクを設置した場合

対象額 54,000円 → 40,000円

$40,000 \times 1/2 = 20,000$ → 助成額 20,000円

・本体価格54,000円と30,000円（消費税8,400円）のタンクを設置した場合

対象額 54,000円 → 40,000円 30,000円 → 30,000円

$40,000 \times 1/2 = 20,000$ $30,000 \times 1/2 = 15,000$

→ $20,000 + 15,000 = 35,000$ 円 助成額 30,000円（戸建・上限）

35,000円（共同住宅）

・本体価格50,000円のタンクを4基（消費税20,000円）設置した場合

対象額 50,000円 → 40,000円

$(40,000 \times 1/2) \times 4 = 80,000$ → 助成額 80,000円（共同住宅）

◇ 助成金の交付を受けた者の義務

- ① 助成金の交付の目的及び申込みの内容に反して使用、譲渡、交換、貸付けをしないこと。
- ② 助成を受けた年度の次の年度から**7年間**存続させること。
(令和3年度(2021年)設置のタンクは、令和11年(2029年)3月末まで)
- ③ 豊中市が行う雨水貯留タンク設置状況の確認に協力すること。

◇ 交付申込書の提出

市の窓口（豊中市役所第一庁舎5階 環境部環境政策課環境企画係）に次の書類を提出してください。**当面の間、新型コロナウイルス感染防止のため、申込みの提出は、原則郵送でお願いします。ファックスでは申し込みできません。**

- ・ 交付申込書：ホームページから取り出せます。
- ・ 位置図（設置する敷地の周辺がわかる図面）
- ・ 配置図（敷地の中で、建築物の配置・タンクの設置予定位置がわかる図面）

申込の内容を**審査した後**、申込者に交付決定通知書をお送りします。

雨水貯留タンクは、**交付決定通知書の受理後に、購入・設置**してください。受理前に購入・設置されると助成が受けられません。

事前に、取り付け予定の場所の写真を撮ってください。（設置後に必要）

※ご注意 共同住宅での設置で、個人申し込みされる場合は、所有者の同意、もしくは理事会等の役員全員の同意が必要です。

◇ 完了届の提出

雨水タンクの設置完了後、次の書類を市の窓口に提出してください。

- ・ 完了届：
- ・ 写 真：設置前後の写真が必要です。
- ・ 領収書：本体・付属品、工事費、消費税等内訳がわかるもの。

確認後コピーを取りお返ししますので、原本を提出してください。

設置の現地確認、書類の審査の上、助成金の交付額を確定し、**交付確定通知書をお送りします。**

◇ 交付請求書の提出

助成金確定通知書の受理後に、交付請求書を提出してください。

請求書：振込口座は、申込者名義の口座番号を記載してください。

請求書が届いてから、ご指定の口座への振り込み手続きを行います。

およそ1ヶ月後の入金となります。

※ご注意 交付決定通知前に購入・設置をした場合や、年度内に完了・請求ができない場合は、助成金を受け取ることができないことがあります。

【問い合わせ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市環境部 環境政策課 環境企画係

電話 : 06-6858-2107

FAX : 06-6842-2802